

パブリックコメントとして御意見を募集する基準（案）です。

# 子ども・子育て支援 新制度に係る基準（案）



平成 26 年 6 月  
平 塚 市

# 目 次

- 1 (仮称) 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (案)  
・・・・・・・・ P 1
  
- 2 (仮称) 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (案)  
・・・・・・・・ P 9
  
- 3 (仮称) 平塚市支給認定 (保育の必要性) に関する基準 (案) ・・・・・・・・ P 14
  
- 4 (仮称) 平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (案)  
・・・・・・・・ P 17

## (仮称) 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)

地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業で、次の4類型があります。

### 【地域型保育事業】

| 類 型           | 内 容  |
|---------------|--|
| (1) 家庭的保育事業   | 定員を5名以下とし、保育者の居宅その他の場所で保育を行う。  |
| (2) 小規模保育事業   | 定員を6～19名とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模で保育を実施。3つの類型がある。 <ul style="list-style-type: none"><li>・A型：保育所分園に近い類型</li><li>・B型：AとCの中間的な類型</li><li>・C型：家庭的保育に近い類型</li></ul> |
| (3) 事業所内保育事業  | 企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員のほかに、地域の子どもにも保育を提供する。   |
| (4) 居宅訪問型保育事業 | 保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施。   |

地域型保育事業を、国・都道府県・市町村以外のもが行う際には、市町村の「認可」を受ける必要があります。この認可基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

|         |   |
|---------|---|
| 従うべき基準  | ・職員の資格、員数<br>・乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの |
| 参酌すべき基準 | 上記以外  |

※「保育室及びその面積（面積基準）」については、地域の実情に応じて、公的なスペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」とされています。

以下、各事業の認可基準に関する、現時点での国基準と本市基準（案）となります。

なお、次ページ以降の表中、「従・参」の欄は、「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」のどちらに該当する項目であるかを表しています。

(1) 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準(案)

| 項目           | 国基準   |   | 従・参 | 本市基準(案)  |
|--------------|---|---|-----|--|
| 保育従事者        | 家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)  |   | 従   | 国基準のとおり<br>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。) |
| 職員数          | 3:1<br>(家庭的保育補助者を置く場合 5:2)  |   | 従   | 同上   |
| 設備・面積        | 保育室等  | 保育を行う専用居室 1人 3.3 m <sup>2</sup><br>(部屋自体は 9.9 m <sup>2</sup> 以上が必要) | 従   | 同上   |
|              | 屋外遊戯場   | 2歳以上児 1人 3.3 m <sup>2</sup><br>同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭<br>※付近の代替地可        | 従   | 同上   |
| 給食           | 給食  | 自営(園)調理 (連携施設又は同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能)            | 従   | 同上   |
|              | 設備  | 調理設備  | 従   | 同上   |
|              | 職員  | 調理員<br>※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要                                   | 従   | 同上   |
| 耐火基準<br>※理由1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知器及び消火器を設置する。</li> <li>・消火訓練及び避難訓練を定期的実施する。</li> </ul>   |   | 参   | 認可保育所に準じた上乗せ規制                                   |
| 連携施設         | 連携施設の設定が必要<br>【連携内容】「保育内容の支援」及び「卒園後の受皿」<br>【連携施設】 保育所、幼稚園、認定こども園<br>※当面は施設の確保・設定が困難でさらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の周期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置) |   | 従   | 国基準のとおり<br>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。) |
| 嘱託医          | 嘱託医   |   | 参   | 同上   |

※家庭的保育者とは必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者

※家庭的保育補助者とは必要な研修を修了し、市長が認める者

※理由1 乳幼児の避難安全性の確保から、現行の神奈川県私設保育施設(認可外保育施設)の基準の認可保育所に準じた上乗せ規制とする。

(2) - 1 小規模保育事業 (A型) の設備及び運営に関する基準(案)

| 項目    | 国基準  |  | 従・参 | 本市基準(案)  |
|-------|--|--|-----|--|
| 保育従事者 | 保育士<br>※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。   |  | 従   | 国基準のとおり<br>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。) |
| 職員数   | 0歳児  | 3:1  | 従   | 同上   |
|       | 1・2歳児  | 6:1  |     |  |
|       | 3歳児  | 20:1   |     |  |
|       | 4歳以上児  | 30:1   |     |  |
|       | +1名  |  |     |  |
| 設備・面積 | 保育室等   | 乳児室又はほふく室 1人 3.3 m <sup>2</sup><br>保育室又は遊戯室 1人 1.98 m <sup>2</sup> | 従   | 同上   |
|       | 屋外遊戯場  | 2歳以上児 1人 3.3 m <sup>2</sup><br>※付近の代替地可                            | 従   | 同上   |
| 給食    | 給食   | 自園調理(連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能)     | 従   | 同上   |
|       | 設備   | 調理設備   | 従   | 同上   |
|       | 職員   | 調理員<br>※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要                                  | 従   | 同上   |
| 耐火基準  | 認可保育所に準じた上乘せ規制   |  | 参   | 同上   |
| 連携施設  | 連携施設の設定が必要<br>【連携内容】「保育内容の支援」及び「卒園後の受皿」<br>【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園<br>※当面は施設の確保・設定が困難でさらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の周期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置) |  | 従   | 同上   |
| 嘱託医   | 嘱託医  |  | 従   | 同上   |

(2) - 2 小規模保育事業 (B型) の設備及び運営に関する基準(案)

| 項目    | 国基準  |  | 従・参 | 本市基準(案)  |
|-------|--|--|-----|--|
| 保育従事者 | 保育士+保育従事者<br>※保育士の割合は1/2以上<br>※保育従事者は研修を修了した者<br>※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。   |  | 従   | 国基準のとおり<br>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。) |
| 職員数   | 0歳児 3:1<br>1・2歳児 6:1<br>3歳児 20:1<br>4歳以上児 30:1<br>+1名  |  | 従   | 同上   |
| 設備・面積 | 保育室等   | 乳児室又はほふく室 1人 3.3 m <sup>2</sup><br>保育室又は遊戯室 1人 1.98 m <sup>2</sup> | 従   | 同上   |
|       | 屋外遊戯場  | 2歳以上児 1人 3.3 m <sup>2</sup><br>※付近の代替地可                            | 従   | 同上   |
| 給食    | 給食   | 自園調理 (連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能)    | 従   | 同上   |
|       | 設備   | 調理設備   | 従   | 同上   |
|       | 職員   | 調理員<br>※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要                                  | 従   | 同上   |
| 耐火基準  | 認可保育所に準じた上乗せ規制   |  | 参   | 同上   |
| 連携施設  | 連携施設の設定が必要<br>【連携内容】「保育内容の支援」及び「卒園後の受皿」<br>【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園<br>※当面は施設の確保m・設定が困難でさらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の周期 (平成 31 年度末) までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる (経過措置) |  | 従   | 同上   |
| 嘱託医   | 嘱託医  |  | 従   | 同上   |

(2) - 3 小規模保育事業 (C型) の設備及び運営に関する基準(案)

| 項目    | 国基準   |   | 従・参 | 本市基準(案)  |
|-------|---|---|-----|--|
| 保育従事者 | 家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)  |   | 従   | 国基準のとおり<br>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。) |
| 職員数   | 0~2歳児 3:1<br>補助者を置く場合 5:2   |   | 従   | 同上   |
| 設備・面積 | 保育室等  | 保育を行う専用居室<br>1人 3.3㎡  | 従   | 同上   |
|       | 屋外遊戯場   | 2歳以上児 1人 3.3㎡<br>※付近の代替地可                                       | 従   | 同上   |
| 給食    | 給食  | 自園調理 (連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能) | 従   | 同上   |
|       | 設備  | 調理設備  | 従   | 同上   |
|       | 職員  | 調理員<br>※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要                               | 従   | 同上   |
| 耐火基準  | 認可保育所に準じた上乘せ規制  |   | 参   | 同上   |
| 連携施設  | 連携施設の設定が必要<br>【連携内容】「保育内容の支援」及び「卒園後の受皿」<br>【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園<br>※当面は施設の確保・設定が困難でさらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の周期 (平成31年度末) までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる (経過措置) |   | 従   | 同上   |
| 嘱託医   | 嘱託医   |   | 従   | 同上   |

※家庭的保育者とは必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者

※家庭的保育補助者とは必要な研修を修了し、市長が認める者

(3) 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準(案)

| 項目     | 国基準  | 従・参 | 本市基準(案)  |
|--------|--|-----|--|
| 保育従事者  | 家庭的保育者   | 従   | 国基準のとおり<br>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。) |
| 職員数    | 1:1  | 従   | 同上   |
| 提供する保育 | 次の各号に掲げる保育を提供するものとする。<br>①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育<br>②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育<br>③児童福祉法第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育<br>④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を提供する必要があると市が認める乳幼児に対する保育<br>⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育 | 従   | 同上   |
| 連携施設   | 設定は一律には求めないが、上記①に該当する場合には、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。   | 従   | 同上   |

※家庭的保育者とは必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者

※なお、「設備・面積」「給食」「耐火基準」等については、国基準に記述がなく、事業の性質上本市においても同様の扱いとする。

(4) 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準(案)

| 項目    | 国基準   |   | 従・参 | 本市基準(案)  |
|-------|---|---|-----|--|
| 保育従事者 | <p>【定員 20 名以上】保育士<br/>※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる</p> <p>【定員 19 名以下】保育士+保育従事者<br/>※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。</p> <p>※保育士の割合は 1/2 以上<br/>※保育従事者は研修を修了した者</p> |   | 従   | 国基準のとおり<br>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。) |
| 職員数   | <p>【定員 20 名以上】</p> <p>0 歳児 3 : 1<br/>1・2 歳児 6 : 1<br/>3 歳児 20 : 1<br/>4 歳以上児 30 : 1</p> <p>【定員 19 名以下】<br/>定員 20 名以上の職員数+1 名</p>                                    |   | 従   | 同上   |
| 設備・面積 | 保育室等  | <p>【定員 20 名以上】</p> <p>乳児室 1 人 1.65 m<sup>2</sup><br/>ほふく室 1 人 3.3 m<sup>2</sup><br/>保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m<sup>2</sup></p> <p>【定員 19 名以下】</p> <p>乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m<sup>2</sup><br/>保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m<sup>2</sup></p> | 従   | 同上   |
|       | 屋外遊戯場   | <p>2 歳以上児 1 人 3.3 m<sup>2</sup><br/>※付近の代替地可</p>  | 従   | 同上   |
| 給食    | 給食  | 自園調理(連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能)  | 従   | 同上   |
|       | 設備  | <p>【定員 20 名以上】調理室<br/>【定員 19 名以下】調理設備</p>   | 従   | 同上   |
|       | 職員  | <p>調理員<br/>※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要</p>   | 従   | 同上   |
| 耐火基準  | 認可保育所に準じた上乗せ規制  |   | 参   | 同上   |
| 連携施設  | <p>定員 20 名以上：連携施設を確保しないことができる<br/>定員 19 名以下：連携施設の設定が必要</p> <p>【連携内容】「保育内容の支援」及び「卒園後の受皿」<br/>【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園</p>  |   | 従   | 同上<br><br>《次ページあり》                               |

|             |   |   |  |
|-------------|---|---|--|
|             | ※当面は施設の確保・設定が困難でさらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の周期（平成31年度末）までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置） |   |  |
| 嘱託医         | 嘱託医   | 従 | 国基準のとおり<br>（国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。） |
| 地域枠の子どもの受入れ | 下表のとおり、概ね10名ずつの定員区分を設け、区分ごとに地域枠の定員を1/4～1/3程度となるよう固定化する。また、61人以上の事業については、地域枠を20名に固定する                    | 参 | 同上   |

《表》事業所内保育事業の利用定員の設定（地域枠の定員について）

| 利用定員数      | 地域枠 |
|------------|-----|
| 1人以上5人以下   | 1人  |
| 6人以上7人以下   | 2人  |
| 8人以上10人以下  | 3人  |
| 11人以上15人以下 | 4人  |
| 16人以上20人以下 | 5人  |
| 21人以上25人以下 | 6人  |
| 26人以上30人以下 | 7人  |
| 31人以上40人以下 | 10人 |
| 41人以上50人以下 | 12人 |
| 51人以上60人以下 | 15人 |
| 61人以上      | 20人 |

## (仮称) 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

### 新制度における確認制度について

新制度では、市町村は「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めたいうで給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うことになります。

#### 【各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係】

|                   |            |                   | 満3歳以上児            |                   | 満3歳未満児 |
|-------------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
|                   |            |                   | ①1号認定             | ②2号認定             | ③3号認定  |
| 特定教育・<br>保育施設     | 認定<br>こども園 | 幼保連携型             | ○                 | ○                 | ○      |
|                   |            | 幼稚園型              | ○                 | ○                 |        |
|                   |            | 保育所型              | ○                 | ○                 |        |
|                   |            | 地方裁量型             | ○                 | ○                 |        |
|                   | 幼稚園        |                   | ○                 | 特例給付による利用<br>形態あり | —      |
|                   | 保育所        |                   | 特例給付による利用<br>形態あり | ○<br>②③いずれかのみを設定可 |        |
| 特定地<br>域型保<br>育事業 | 小規模保育      | 特例給付による<br>利用形態あり | 特例給付による<br>利用形態あり | ○                 |        |
|                   | 家庭的保育      |                   |                   | ○                 |        |
|                   | 事業所内保育     |                   |                   | ○（従業員枠・地域枠）       |        |
|                   | 居宅訪問型保育    |                   |                   | ○                 |        |

※上記表中、各施設・事業において設定可能な利用定員がある場合は「○」、ない場合は「—」

### 「確認」を受ける施設・事業者の要件

- ①児童福祉法等に基づく認可基準等を満たし「認可」を受けること。
- ②市町村が条例で定める運営に関する基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）を満たすこと。

### 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

|         |   |
|---------|---|
| 従うべき基準  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設・特定地域型保育事業に係る利用定員</li> <li>・施設や事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの</li> </ul> |
| 参酌すべき基準 | 上記以外  |

なお、次ページ以降の表中、「従・参」の欄は、「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」のどちらに該当する項目であるかを表しています。

| 項目        |                         | 国基準   | 従・参                | 本市基準(案)  |
|-----------|-------------------------|---|--------------------|--|
| 利用開始に伴う基準 | 提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意 | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供開始の際、保護者に対し事前説明を行い、同意を得ること。</li> <li>説明項目：運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担などの施設・事業の選択を左右する重要事項</li> <li>説明方法：文書交付（保護者の申出に対応して、電子ファイルの交付によることも可）＋丁寧な説明</li> </ul>   | 従<br>※説明方法については「参」 | 国基準のとおり<br>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。) |
|           | 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</li> <li>「正当な理由」： <ul style="list-style-type: none"> <li>①定員に空きがない場合</li> <li>②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）</li> <li>③その他特別な事情がある場合</li> </ul> </li> <li>利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならない。</li> <li>施設・事業者は、市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力する。</li> </ul> | 従                  | 同上   |
|           | 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考   | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で選考を行う。</li> <li>特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。</li> <li>保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。</li> </ul>  | 従                  | 同上   |
|           | 支給認定証の確認、支給認定申請の援助      | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、受給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行う。</li> <li>支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適正な申請がなされるよう援助する。</li> </ul>   | 参                  | 同上   |

| 項目            |                                 | 国基準  | 従・参 | 本市基準(案)  |
|---------------|---------------------------------|--|-----|--|
| 教育・保育の提供に伴う基準 | 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供    | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育施設は各基準等に基づき、子どもの心身状況を踏まえた適切な教育・保育の提供義務</li> <li>幼稚園：幼稚園教育要領</li> <li>保育所：保育所保育指針</li> <li>認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領<br/>幼稚園教育要領、保育所保育指針</li> <li>地域型保育事業は保育所保育指針に準じ、子どもの心身状況を踏まえ、適切に保育を提供しなければならない。</li> </ul> | 従   | 国基準のとおり<br>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。) |
|               | 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に、以下のような事項を求めることとする。</li> <li>①利用児童の平等扱い</li> <li>②虐待等の禁止</li> <li>③懲戒に係る権限の濫用防止</li> </ul>   | 従   | 同上   |
|               | 連携施設との連携<br>(地域型保育事業のみ)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20名以上の事業所内保育事業を行う者を除く。)</li> <li>居宅訪問型保育事業を行う者は、乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。</li> </ul>                 | 従   | 同上   |
|               | 利用者負担の徴収(上乗せ徴収等の取扱い)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上でそれ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。</li> <li>実費徴収や実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示する。</li> </ul>  | 従   | 同上   |
|               | 特別利用保育・特別利用教育の提供<br>(定員外利用の取扱い) | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者が特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</li> </ul>   | 従   | 同上   |
|               | 利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知する。</li> </ul>  | 参   | 同上   |

| 項目           |                | 国基準   | 従・参 | 本市基準(案)  |
|--------------|----------------|---|-----|--|
| 管理・運営等に関する基準 | 運営規定の策定        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は運営規定において、以下のような事項について定める。</li> <li>内容：①施設・事業の目的及び運営の方針</li> <li>②提供する特定教育・保育の内容</li> <li>③職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）</li> <li>⑤利用料等に関する事項（実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額）</li> <li>⑥利用定員</li> <li>⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準）</li> <li>⑧緊急時等における対応方法</li> <li>⑨非常災害対策</li> <li>⑩虐待防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項</li> </ul> | 参   | 国基準のとおり<br>（国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。） |
|              | 秘密保持・個人情報管理    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じる。</li> <li>・地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておく。</li> </ul>  | 従   | 同上   |
|              | 事故発生の防止、発生時の対応 | <p>&lt;事故の発生（再発）防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じる。</li> <li>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。</li> <li>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。</li> <li>③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。</li> </ul>  | 従   | 同上   |

《次ページあり》

|                  |  |   |  |
|------------------|--|---|--|
|                  | <p>&lt;事故発生時の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行うこと。</li> <li>②その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。</li> <li>③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。</li> </ul> </li> </ul> |   |  |
| 評価               | <ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める。</li> <li>その上で、施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価について、受審に努める。</li> </ul>  | 参 | 国基準のとおり<br>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。) |
| 苦情解決             | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。</li> <li>施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う。</li> </ul>   | 参 | 同上   |
| 会計の区分            | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を行う。</li> </ul>   | 参 | 同上   |
| 管理・運営等に関するその他の事項 | <p>&lt;勤務体制の確保等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図る。</li> </ul> <p>&lt;誇大広告の禁止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。</li> </ul>      | 参 | 同上   |

## (仮称) 平塚市支給認定 (保育の必要性) に関する基準 (案)

### 1 支給認定 (保育の必要性の認定) について

新制度では、従来、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した手続きとして行い、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。

この「保育の必要性」の認定に当たっては、基準に基づき、子ども 1 人 1 人につき「保育の必要性があるかどうか、保育は 1 日につき保育標準時間 (11 時間程度) か短時間 (8 時間程度) の利用なのか等」の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、原則、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は市町村に利用を申し込むこととなります。

【認定の区分】(「-」は、原則、認定による対象施設及び事業がないことを表します。)

| 年齢区分    | 保育の必要性 | 認定区分           | 利用できる施設・事業 (原則)    |
|---------|--------|----------------|--------------------|
| 満 3 歳以上 | なし     | 1 号認定 (教育標準時間) | 認定こども園・幼稚園         |
|         | あり     | 2 号認定 (保育標準時間) | 認定こども園・保育所         |
|         |        | 2 号認定 (保育短時間)  |                    |
| 満 3 歳未満 | なし     | 認定対象外          | -                  |
|         | あり     | 3 号認定 (保育標準時間) | 認定こども園・保育所・地域型保育事業 |
|         |        | 3 号認定 (保育短時間)  |                    |

※ただし、保育の必要性ありの事由があっても、保護者の希望により、1 号認定を受けて幼稚園等を利用することはできます。

### 2 保育認定の基準について

現 行：児童福祉法第 2 4 条第 1 項の規定により、平塚市の条例で保育の実施基準を規定

新制度：保育の必要性の認定にあたり、国が以下の 3 点について認定基準を策定

- ①「事由」：保護者の労働又は疾病その他内閣府令で定める事由
- ②「区分」：保育標準時間又は保育短時間という保育の時間的必要量の区分
- ③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※国での検討においては、それぞれの基準等は、現行制度や各市町村の運用の実態等を勘案しながら検討する必要があることや、現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、ただちに退所させられるようなことが生じないよう、留意が必要とされています。

※次ページ以降の表中、「従・参」の欄があるが、国の省令等で基準に従って定めるべき基準か(「従うべき基準」)又は参酌して定める基準(「参酌すべき基準」)のものかが現在示されていないため、空欄としています。

| 項目                        | 国基準(案)   | 従・参 | 本市基準(案)   |
|---------------------------|--|-----|---|
| 保育の必要性の事由                 | <p>児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む）</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護）</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p> |     | <p>国基準(案)のとおり</p> <p>（国基準(案)と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準(案)のとおりとする。）</p>  |
| <p>保育の必要量</p> <p>※理由1</p> | <p>2区分</p> <p>&lt;保育標準時間&gt;</p> <p>1日11時間まで（就労時間の下限は、1週あたり30時間程度）</p> <p>&lt;保育短時間&gt;</p> <p>1日8時間まで（就労時間の下限は、1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする）</p>  |     | <p>2区分</p> <p>&lt;保育標準時間&gt;</p> <p>1日11時間まで（就労時間の下限は、1週あたり30時間程度）</p> <p>&lt;保育短時間&gt;</p> <p><u>1日8時間まで（就労時間の下限は、1か月あたり60時間とする）</u></p> |
| 優先利用等                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。</li> <li>虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、措置制度を併せて活用。</li> </ul>  |     | <p>国基準(案)のとおり</p> <p>（国基準(案)と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準(案)のとおりとする。）</p> <p>《次ページあり》</p>  |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  | <p>・「優先利用」の対象として考えられる事項については、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親家庭</li> <li>②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）</li> <li>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>⑤子どもが障害を有する場合</li> <li>⑥育児休業明け</li> </ul> <p>例）・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、その利用を再度希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合</li> <li>・1歳までの育児休業を取得しており、復帰する場合</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</li> <li>⑨その他市町村が定める事由</li> </ul> |  |  |
|--|---|--|--|

※理由 1 保育短時間の就労時間の下限については、現行の市要領「1日につき4時間以上あり、かつ、日数が月15日以上」の時間数を引継ぎ、1か月あたり60時間とする。

## (仮称) 平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (案)

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場のもとで、その健全育成を図るものです。

事業実施における設備及び運営についての基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定める必要があります。

|         |            |
|---------|------------|
| 従うべき基準  | 従事する者及び職員数 |
| 参酌すべき基準 | 上記以外       |

以下、平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する、現時点での国基準と本市基準 (案) となります。

なお、以下の表中、「従・参」の欄は、「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」のどちらに該当する項目であるかを表しています。

| 項目               | 国基準  | 従・参 | 本市基準 (案)   |
|------------------|--|-----|--|
| 従事する者<br>(職員の資格) | 児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者)を基本とし、都道府県の研修を受講した者とする。                    | 従   | 国基準のとおり<br>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないことから、国基準のとおりとする。) |
|                  | 上記に経過措置を設ける。   | 従   | 同上   |
| 職員数              | 職員を2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。   | 従   | 同上   |
|                  | 児童数が20人未満のクラブについては、2人以上の専任職員の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、専任職員は1人でも可とする。(この場合の専任職員は有資格者とする。) | 従   | 同上   |
| 児童の集団の規模         | 児童の集団の規模は、おおむね40人までとする。  | 参   | 同上   |
|                  | 児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努める。                     | 参   | 同上<br><br>《次ページあり》                                 |

|       |   |                     |   |  |
|-------|---|---------------------|---|--|
|       | 児童数は、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉える。 | 参                   | 同上  |  |
| 施設・設備 | 児童1人当たりおおむね1.65㎡以上とする。                        | 参                   | 国基準のとおりとするが、経過措置を設ける。<br>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないことから、国基準のとおりとする。<br>ただし、国基準どおりの定員とすると、新たに待機児童が生じてしまうことから、経過措置を設けることとする。)                       |  |
|       | 面積要件の算定の基礎となる児童数については、「児童の集団の規模」と同様に捉える。      | 参                   | 国基準のとおり(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないことから、国基準のとおりとする。)  |  |
| 開所日数  | 年間250日以上を原則とする。                               | 参                   | 同上  |  |
| 開所時間  | 平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。              | 参                   | 原則として、学校が授業を行う日にあっては小学校の授業終了時から午後6時30分までとし、学校の休業日及び臨時に授業を行わない日にあっては午前9時から午後6時30分までとする。<br>(平塚市放課後児童クラブ条例及び平塚市放課後児童クラブに関する実施要綱の基準に基づく開所時間とする。) |  |
| その他   | 秘密保持等   | 業務上知り得た秘密の漏洩防止      | 参   | 国基準のとおり(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないことから、国基準のとおりとする。) |
|       | 保護者との連絡                                       | 保護者との密接な連絡と協力関係の確保  |   |  |
|       | 事故発生時の対応                                      | 事故発生時の連絡体制の確保と必要な措置 |   |  |